

○和歌山市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月26日

水道局規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の軽微な変更)

第2条 条例第3条第2項に規定する企業管理規程で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにパッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

(小規模貯水槽水道の管理及び自主検査)

第3条 条例第20条の5第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査については、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に準じて行うものとする。

(給水装置工事の申込み等)

第4条 条例第9条第1項に規定する申込みは、給水装置工事申込書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 管理者は、条例第9条第1項に規定する承認をするときは、給水装置工事許可書（別記様式第2号）を同項に規定する申込みをした者（以下「工事申込者」という。）に交付するものとする。

3 工事申込者は、前項の規定により給水装置工事許可書の交付を受けたときは、速やかに給水装置工事を施行しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、給水装置工事許可書の交付を受けた日から起算して30日以内に当該給水装置工事を施行できないときは、当該工事申込者は、管理者に給水装置工事施行遅延届出書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

5 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、給水装置工事変更届出書（別記様式第4号）又は給水装置工事取消届出書（別記様式第5号）により管理者に届け出なければならない。

6 工事申込者は、指定給水装置工事事業者を変更しようとするときは、指定給水装置工事事業者変更届出書（別記様式第5号の2）により管理者に届け出なければならない。

(利害関係人の同意書等)

第5条 条例第9条第2項及び条例第10条第3項に規定する管理者が必要と認めるときは、次の各号に掲げるときとし、工事申込者は、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。 給水装置分岐承諾書（別記様式第6号）

(2) 他人が所有し、又は所有権以外の権限により使用し、若しくは収益する土地に給水装置を設置しようとするとき。 土地・構築物使用承諾書（別記様式第7号）

(3) 前2号に規定する書類を提出できないとき。 誓約書（別記様式第8号）
（給水装置設計審査）

第6条 条例第10条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が設計審査を受けようとするときは、第4条第1項に規定する給水装置工事申込書に当該給水装置工事に関する図書を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、設計審査において前項の規定により設計審査を受けようとする者に対し、当該給水装置工事に使用する材料が給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合していることの証明を求めることができる。

（給水装置工事検査）

第7条 条例第10条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行したときは、当該給水装置工事完成後、直ちに給水装置工事完成届出書（別記様式第9号）を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに工事検査を行い、手直し又は補修（次項において「手直し等」という。）を必要とする箇所があるときは、給水装置工事手直し指示書（別記様式第10号）により当該届出をした者に指示するものとする。

3 前項に規定する指示を受けたときは、指示された期間内に当該手直し等を行い、管理者による再検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、当該再検査に準用する。

（工事費の算出）

第8条 条例第15条第1項第1号に規定する材料費は、当該給水装置工事に使用する材料に要する費用とする。

2 条例第15条第1項第2号に規定する運搬費は、当該給水装置工事に使用する建設機械及び給水装置工事の施行上必要な機材の運搬に要する費用とする。

3 条例第15条第1項第3号に規定する労力費は、給水管及び給水用具の切断、加工、接合等の作業、掘削作業その他の作業に要する人件費とする。

4 条例第15条第1項第4号に規定する道路復旧費は、当該給水装置工事に伴い掘削した道路の埋め戻し及び表面仕上げに要する費用とする。

5 条例第15条第1項第5号に規定する工事監督費は、当該給水装置工事の管理に要する費用とする。

6 条例第15条第1項第6号に規定する間接経費は、当該給水装置工事の設計費用その他必要な費用とする。

7 前各項に規定する費用の算定は、管理者が別に定める和歌山市企業局設計基準によるものとする。ただし、特別の費用を要するときは管理者が別に定めるところによるものとする。

(給水契約の申込み)

第9条 条例第18条の2に規定する給水契約の申込みは、給水契約申込書(別記様式第11号)によるものとする。

(代理人及び総代理人の届出)

第10条 条例第18条の3第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 代理人を選定した場合 所有者 給水装置工事申込書

(2) 代理人を変更した場合又は代理人の氏名若しくは住所に変更があった場合 所有者又は当該代理人 代理人変更届出書(別記様式第12号)

(3) 総代理人を選定した場合又は総代理人の氏名若しくは住所に変更があった場合 当該総代理人 総代理人選定、変更届出書(別記様式第13号)

(4) 総代理人の変更があった場合 当該変更後の総代理人 総代理人選定、変更届出書

(水道の使用中止、変更等の届出)

第11条 条例第18条の4の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 水道の使用を中止、廃止しようとする場合 使用者 水道使用中止、廃止届出書(別記様式第14号)

(2) 給水装置の用途を変更しようとする場合 使用者 水道使用者等変更届出書(別記様式第15号)

(3) 使用者の変更があった場合 当該変更後の使用者 水道使用者等変更届出書

(4) 使用者の氏名又は住所に変更があった場合 使用者 水道使用者等変更届出書

(5) 所有権の変更があった場合 当該変更後の所有者 給水装置所有権変更届出書(別記様式第16号)

(6) 所有者の氏名又は住所に変更があった場合 所有者 給水装置所有者変更届出書(別記様式第17号)

(7) 共同住宅等で水を使用する戸数に異動があった場合 使用者 水道使用者等変更届出書

(8) 共用給水装置の使用戸数に異動があった場合 総代理人 水道使用者等変更届出書

(私設消火栓)

第12条 消防演習のために私設消火栓を使用しようとする者は、私設消火栓使用届出書(別記様式第18号)にその事実を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 条例第18条の4第2項第5号に規定する消火のために私設消火栓を使用したときの届出は、

私設消火栓使用届出書によるものとする。

(メーターの設置及び管理)

第13条 条例第20条第1項の規定により給水装置に設置する市のメーターは、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 条例第20条第2項の規定により管理者が定める市のメーターの設置位置は、次の各号に定めるところによる。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 道路境界線に最も近接した敷地部分で、メーターの点検及び取替作業が容易であること。

(2) 衛生的で、かつ、メーターが損傷されるおそれのない場所であること。

3 水道使用者等は、メーターの点検又は取替作業を妨げることとなる物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

4 水道使用者等が前項に規定する物件又は工作物を設置したときは、管理者は、当該水道使用者等に対し当該物件又は工作物の除却を指示することができる。

5 メーターを亡失し、又は損傷した使用者(条例第20条の2第1項又は第2項の規定により市のメーターの設置又は使用水量の計量を受ける貯水槽水道により水を使用する者を含む。)は、水道メーター亡失、損傷届出書(別記様式第19号)により管理者に届け出なければならない。

(貯水槽水道へのメーター設置等)

第13条の2 条例第20条の2第1項又は第2項の規定により市のメーターの設置又は使用水量の計量を受けることのできる貯水槽水道は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅専用として設置され、かつ、各戸の使用者が異なること。

(2) 散水栓その他の各戸が共用する部分(次号において「共用部分」という。)を除き、当該貯水槽水道について各戸ごとに市のメーターを設置し、又は各戸の使用水量をそれぞれ区分して計量することができるものであること。

(3) 管理者が使用水量の計量のために特に必要と認めるときは、共用部分に市のメーターを設置することができること。

(4) 当該貯水槽水道の構造及び材質が次のいずれにも該当すること。

ア 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

イ 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

ウ 水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

エ 当該給水設備の材料及び器具がメーターの性能及び使用水量の計量に支障のないものであること。

オ メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

2 管理者は、当該貯水槽水道の設置者が設置したメーターが市のメーターと同等であると認める場合に限り、条例第20条の2第2項の規定による使用水量の計量を行う。

3 その他必要な事項は、管理者が別に定める。

(メーターの設置及び計量の申込み)

第13条の3 条例第20条の2第1項又は第2項の規定による市のメーターの設置又は管理者による使用水量の計量の申込みは、貯水槽水道メーター設置、計量申込書（別記様式第19号の2）によるものとする。この場合において、管理者がメーターの設置上又は使用水量の計量上特に必要と認めるときは、当該貯水槽水道に係る図書、資料等を添付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による貯水槽水道メーター設置、計量申込書の提出があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、貯水槽水道メーター設置、計量承認書（別記様式第19号の3）を当該申込みをした者に交付する。

(契約の締結)

第13条の4 前条第2項の規定により貯水槽水道メーター設置、計量承認書の交付を受けた者は、貯水槽水道への水の供給に関する契約を管理者と締結しなければならない。

2 条例第20条の2第1項又は第2項の規定により市のメーターの設置又は使用水量の計量を受ける貯水槽水道による水を使用しようとする者は、給水契約申込書により管理者に申し込まなければならない。

(管理人)

第13条の5 条例第20条の3第2項の規定による管理人の選定又は変更若しくは管理人の氏名若しくは住所の変更の届出は、管理人選定、変更届出書（別記様式第19号の4）による。

(条例の適用)

第13条の6 条例第20条の2第1項又は第2項の規定により市のメーターの設置又は使用水量の計量を受ける貯水槽水道による水を使用する者の料金については、当該者を使用者とみなし、条例第24条から第30条まで及び第32条の規定を適用する。

2 条例第22条、第34条、第36条、第39条及び第40条の規定の適用については、前項に規定する者を使用者とみなす。

(給水停止措置)

第14条 条例第22条に規定する給水の停止は、給水停止通知書（別記様式第20号）により通知するものとする。

(実費徴収する検査)

第15条 条例第23条第2項に規定する特別の費用を必要とするときは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 給水装置に関し、その構造、材質若しくは機能又は漏水の有無について通常行う検査

以外の検査を行うとき。

- (2) 水質に関し、色及び濁り並びに消毒の残留効果その他飲料の適否についての検査以外の検査を行うとき。

第16条 削除

(料金計算における1月)

第17条 料金の算出における1月は、条例第24条の2に規定する定例日の翌日から次の定例日までを2箇月とし、これを2分したものとす。

- 2 条例第26条及び第27条に規定する月の中途は、前項の規定による1月を基準とする。

(資料提出の請求)

第18条 用途の適用又は水量の認定について、管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(料金徴収後の過不足精算)

第19条 料金徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、その差額を還付し、又は追徴する。この場合において、管理者が必要と認めるときは、次の料金徴収の際に精算することができる。

(概算料金の徴収)

第20条 条例第30条第1項に規定する臨時の給水その他管理者が必要と認めるものは、土木工事、建築工事、興業等のための臨時の給水で、管理者が概算料金を前納させる必要があると認めるものとする。

(加入金)

第21条 条例第30条の2第2項ただし書に規定する管理者が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 官公署、官公立の学校及び病院その他これに準ずるものから徴収するとき。

- (2) その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

- 2 条例第30条の2第3項ただし書に規定する管理者が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、還付する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 給水装置工事の着工前に管理者に届け出て工事の申込みを取り消したとき。 全額

- (2) 給水装置の新設後当該給水装置が未使用の場合において、特別の事由により当該給水装置を撤去するとき。 全額

- (3) 給水装置工事の着工前にメーターの口径を小さくする旨の工事の変更を管理者に届けたとき。 変更前のメーターの口径による加入金の額と変更後のメーターの口径による加入金の額の差額

(料金等の徴収方法)

第22条 料金は納入通知書、口座振替又は集金の方法により、加入金、手数料その他の費用は

納入通知書により徴収する。

- 2 納入通知書により徴収するものにあつては当該納入通知書により指定する期日を、口座振替により徴収するものにあつては管理者が別に定める振替指定日を納期限とする。

(領収印)

第23条 集金に用いる領収書は、企業出納員の領収印又は管理者に届け出た領収日付印があるものに限り有効とする。

(給水装置の検査)

第24条 条例第34条第1項に規定する措置の指示は、給水装置改善指示書（別記様式第21号）によるものとする。

(料金等の減免)

第25条 条例第32条第1項に規定する特別の理由があると認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第34条第2項の規定により管理者がとった措置（配水管の取付口からメーターまでの間の給水管の漏水に係るものに限る。）に要するもの

(2) 前項に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

(指定給水装置工事事業者証)

第26条 条例第8条第2項に規定する指定給水装置工事事業者として管理者の指定を受けた者は、指定給水装置工事事業者証交付、再交付申請書（別記様式第22号）により管理者に申請し、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者証（別記様式第23号。以下この条において「事業者証」という。）の交付を受けることができる。

- 2 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに事業者証を当該申請をした者に交付するものとする。

- 3 前項の規定により事業者証の交付を受けた者は、水道法施行規則第35条に規定する事業の廃止又は休止の届出をするときは、同条に規定する届出書に当該事業者証を添えなければならない。

- 4 第2項の規定により事業者証の交付を受けた者は、水道法（昭和32年法律第177号。次条において「法」という。）第25条の11第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該事業者証を管理者に返納しなければならない。

- 5 第2項の規定により事業者証の交付を受けた者は、条例第38条の規定により指定の停止を受けたときは、当該事業者証を管理者に提出しなければならない。

- 6 第2項の規定により事業者証の交付を受けた者は、当該事業者証を損傷し、汚損し、又は紛失した場合は、指定給水装置工事事業者証交付、再交付申請書に、事業者証を損傷し、又は汚損した場合にあつては、当該事業者証を添えて管理者に申請し、事業者証の再交付を受けることができる。

(指定等の告示)

第 27 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度告示するものとする。

- (1) 法第 25 条の 3 第 1 項の規定により指定をしたとき。
- (2) 法第 25 条の 3 の 2 の規定により指定の更新をしたとき。
- (3) 法第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消したとき。
- (5) 条例第 38 条の規定により指定の効力を停止したとき。

附 則

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 和歌山市水道事業給水条例施行規程（昭和 36 年水道局規程第 3 号。第 4 項において「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 和歌山市給水工事指定業者規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号）は、廃止する。
- 4 この規程の施行の際現に存する旧規程の様式による用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 4 日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 24 日）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 1 日）

この規程は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 16 日）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）抄

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 31 日）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 1 日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日）抄

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の和歌山市水道事業給水条例施行規程（附則第 3 項において「改正前の規程」という。）の規定により提出された様式については、この規程による改正後の和歌山市水道事業給水条例施行規程の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に存する改正前の規程の規定により作成された様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の和歌山市水道事業給水条例施行規程の別記様式第 1 号、別記様式第 3 号から別記様式第 5 号の 2 まで、別記様式第 9 号、別記様式第 12 号、別記様式第 15 号、別記様式第 18 号から別記様式第 19 号の 2 まで、別記様式第 19 号の 4 及び別記様式第 22 号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 8 月 5 日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の和歌山市水道事業給水条例施行規程の別記様式第 15 号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第4条、第10条関係)

給 水 装 置 工 事 申 込 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

申 込 者	住 所		受 付
	フリガナ		
	氏 名	電話番号() — 番 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

和歌山市水道事業給水条例第9条第1項の規定により、給水装置工事施行の承認を受けた
いので次のとおり申し込みます。

給水装置工 事 場 所	和歌山市			
給水装置工 事 種 類	新設・改造・修繕・撤去	給水装置 種 類	専用・共用	設置栓数 栓
水栓番号 第 号		給水本管番号 第 号		
指定給水装置 工 事 事 業 者				登録番号
				第 号
給水装置工事 主 任 技 術 者				交付番号
				第 号
給 水 方 式	直 結 式 階 建 戸	受 水 槽 式 階 建 戸 m ³	併 用 式 階 建 戸 m ³	

和歌山市水道事業給水条例第18条の3第1項の規定により代理人を選定したので届け出
ます。

代 理 人 氏 名	
代 理 人 住 所 電 話 番 号	和歌山市 () — 番
備 考	

添付書類 設計図、水理計算書、使用材料確認書その他指示するもの

別記様式第2号(第4条関係)

給 水 装 置 工 事 許 可 書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



年 月 日付けで申込みのあった給水装置工事施行について、次のとおり許可します。

給水装置工事場所	和歌山市		
給水装置工事種類	新設工事・改造工事・修繕工事・撤去工事		
給水装置の種類	専用給水装置・共用給水装置		
水 栓 番 号	第 号	給 水 本 管 番 号	第 号
指定給水装置工事 事 業 者		登 録 番 号	第 号
遵 守 事 項	1 工事の施行に際しては、和歌山市水道事業給水条例及び和歌山市水道事業給水条例施行規程並びに道路関係法を遵守すること。 2 利害関係人等に異議があるときは当事者間で一切解決すること。 3 許可書交付後30日以内に給水装置工事着手届出書を提出し、承認を受けること。 4 上記期間内に工事を施行しない場合は、給水装置工事施行遅延届出書を提出し、承認を受けること。 5 工事地内に既設給水装置を発見した場合は、管理者に連絡し、指導を受けること。 6 現場責任者に許可条件の周知徹底すること。 7 工事内容等に変更が生じた際は、管理者に給水装置工事変更の届出書を提出すること。 8 工事の施行に際しては、付近住民その他関係機関に対し、事前に通知の上周知徹底を図ること。		
そ の 他			

別記様式第3号(第4条関係)

給 水 装 置 工 事 施 行 遅 延 届 出 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
フリガナ
申込者 氏 名
電 話
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の給水装置工事の施行が遅延しますので、和歌山市水道事業給水条例施行規程第4条第4項の規定により届け出ます。

給水装置工事場所	和歌山市		
指定給水装置工事 事業 者			登 録 番 号
			第 号
給水装置工事主任 技 術 者			交 付 番 号
			第 号
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
着 手 年 月 日	年 月 日		
遅 延 理 由			

添付書類 給水装置工事許可書の写し

別記様式第4号(第4条関係)

給 水 装 置 工 事 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
申込者
フリガナ
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり給水装置工事の変更を和歌山市水道事業給水条例施行規程第4条第5項の規定により届け出ます。

給水装置工事場所		和歌山市					
給 水 装 置 工 事 許 可 書		許 可 日			許 可 番 号		
		年 月 日			第 号		
給 水 方 式	直結式	階建 戸	受水槽式	階建 戸	併用式	階建 戸	
指定給水装置 工 事 事 業 者					登録番号	第 号	
給水装置工事 主 任 技 術 者					交付番号	第 号	
理 由							

添付書類 給水装置工事許可書、設計書、水理計算書、給水協議回答書の写し

別記様式第5号(第4条関係)

給 水 装 置 工 事 取 消 届 出 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
申込者 フリガナ
氏 名
電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり給水装置工事の取消しを和歌山市水道事業給水条例施行規程第4条第5項の規定により届け出ます。

給水装置工事場所	和歌山市		
給 水 装 置 工 事 許 可 書	許 可 日	許 可 番 号	
	年 月 日	第 号	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者		登 録 番 号	第 号
理 由			

添付書類 給水装置工事許可書

別記様式第5号の2(第4条関係)

指定給水装置工事事業者変更届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所

申込者

フリガナ

氏 名

電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の給水装置工事に関し、指定給水装置工事事業者の変更を和歌山市水道事業給水条例施行規程第4条第6項の規定により届け出ます。

給水装置工事場所	和歌山市		
給水装置工事 許可書	許 可 日		許 可 番 号
	年 月 日		第 号
変 更 前		変 更 後	
指定給水装置 工事事業者		指定給水装置 工事事業者	
登 録 番 号		登 録 番 号	
給水装置工事 主任技術者		給水装置工事 主任技術者	
交 付 番 号		交 付 番 号	
理 由			

この給水装置工事施行に関し、水道法その他の法令に定めるもののほか、和歌山市水道事業給水条例、和歌山市水道事業給水条例施行規程及び和歌山市企業局給水装置施行基準を遵守いたします。

指定給水装置工事事業者

別記様式第6号(第5条関係)

給 水 装 置 分 岐 承 諾 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

所有者

住所
フリガナ
氏 名
電 話

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が所有する給水装置から次の給水装置工事に係る給水装置を分岐することを承諾します。

給 水 装 置 工 事 場 所	和歌山市	
給 水 装 置 工 事 申 込 者		
給 水 装 置 番 号	水 栓 番 号 第 号	給水本管番号第 号

別記様式第7号(第5条関係)

土地・構築物使用承諾書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

所有者

住所
フリガナ
氏 名
電 話

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

給水装置工事を施行するため、私が所有する土地・構築物を使用、収益していることを承諾します。

給 水 装 置 工 事 場 所	和歌山市
給 水 装 置 工 事 申 込 者	

別記様式第8号(第5条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

申込者

住所
フリガナ
氏 名
電 話

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次の給水装置工事施行について第三者から異議があつても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

給 水 装 置 工 事 場 所	和歌山市
理 由	

別記様式第9号(第7条関係)

給水装置工事完成届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
指定給水装置
工 事 事 業 者
氏 名
電 話 ()
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
給水装置工事
主任技術者 氏名

次のとおり完成したので、和歌山市水道事業給水条例施行規程第7条第1項の規定により
届け出ます。

給 水 装 置 工 事 場 所	和歌山市		
申 込 者 氏 名			
給 水 装 置 工 事 種 類	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去		
給 水 装 置 番 号	水 証 番 号	第 号	給 水 本 管 番 号 第 号
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
工 期	年 月 日 年 月 日		
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日	給 水 開 始 申 込	する・しない

添付書類(各1部)

- 1 完成図面 2 工事写真 3 水圧測定記録用紙 4 主任技術者検査結果書
5 給水装置工事使用材料確認書 6 その他指示するもの

別記様式第10号(第7条関係)

給水装置工事手直し指示書

第 号
年 月 日

登録番号第 号
様

和歌山市公営企業管理者 印

給水装置工事について、 年 月 日検査した結果、手直し箇所があるので、和歌山市水道事業給水条例施行規程第7条第2項及び第3項の規定に基づき通知します。

給 水 装 置 工 事 場 所	和歌山市			
申 込 者 氏 名				
給水装置工事種類	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去			
給 水 装 置 番 号	水 栓 番 号	第 号	給 水 本 管 番 号	第 号
給 水 装 置 工 事 許 可 番 号	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 名			交 付 番 号	第 号
指 定 期 限	年 月 日			
手 直 し 指 示 事 項	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

別記様式第11号(第9条、第13条の4関係)

給 水 契 約 申 込 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

和歌山市水道事業給水条例が契約の内容となることを合意して、同条例第18条の2又は第20条の2の規定に基づき給水の開始を申し込みます。

		新 設	既 設	休栓開栓
水道使用場所	和歌山市 棟 階 号室			
納付書送付先	〒			
フリガナ		届出人氏名	電話 — —	
使用者氏名	電話 — —			
フリガナ		住宅、団地等の名称		
管理人氏名				
給水契約(開始)日	年 月 日 (午前午後)・(不在在宅) から開始			
用途	専用給水装置	一般用・公衆浴場用・特殊用	共用給水装置	共用
建築物の種類	(1) 1戸建 (2) 共同住宅(アパート・マンション・ワンルーム等)			
メーターの保管	和歌山市水道事業給水条例第20条の4の規定により、上記給水開始日からメーターを保管します。			

	地区	冊番	親番	枝番	水栓番号	管理コード	メーター番号
給水装置(直結)お客様番号							
口径			指針			種別	

(注) 太枠内は記入しないでください。

別記様式第12号(第10条関係)

代 理 人 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
届出者

フリガナ
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山市水道事業給水条例第18条の3第3項の規定により、次のとおり

代理人
代理人の氏名、住所 を変更しましたので届け出ます。

給 水 装 置 の 設 置 場 所		和歌山市			
水 栓 番 号	第	号	本 管 番 号	第	号
代 理 人	住 所	和歌山市			
	氏 名				

総 代 人 選 定 変 更 届 出 書
 年 月 日
 (あて先)和歌山市公営企業管理者

次の給水装置について、共有者から総代人に選定されましたので和歌山市水道事業給水条例第18条の3第3項の規定により届け出ます。

共有又は共用する 給水装置の設置場所		和歌山市	
水 栓 番 号	第	号	給水本管番号 第
			号

住 所	共 有 者 又 は 共 用 者 の 氏 名	印

23/37

別記様式第14号(第11条関係)

水道使用 中止・廃止 届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

給 水 装 置 設 置 場 所	和歌山市 棟 階 号室		
使 用 者 氏 名	電話 — —		
届 出 者 氏 名	電話 — —		
中 止 精 算 年月日	年 月 日	転宅 ・ 解体 ・ その他 ()	

地区	冊番	親 番	枝番	巡回番号	受付		精算	/
				—	休栓 ・ 中止 ・ 名変			
管理コード	メーター位置	口径	メーター番号	用途	戸数	新使用者・中止No.		
転居先住所 電話 — —					扱	精算方法		受信者
						現金・口座・納付		

別記様式第15号（第11条、第16条関係）

水道使用者等変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

給 水 装 置 場 所	和歌山市
届 出 者 氏 名	
電 話 番 号	
納付書送り先住所	

和歌山市水道事業給水条例が契約の内容となることを合意して、次のとおり届け出ます。

納付区分	
口 振	納 付

変 更 内 容			
使用者	住所 (番地)	用途	戸数

お 客 様 番 号	地区	冊番	親番	枝番	巡回番号	管理コード	水栓番号
区 分	(新)				(旧)		
(フリガナ)							
使 用 者 氏 名	(電話番号)						
住 所 (番 地)							
用 途							
使 用 戸 数							
カ ー ド 手 入 欄	種 別				口 径		番 号
備 考	月分入金済のため次回は 月分より発行すること。					月 日メータ指示数	
						m ³	

別記様式第16号(第11条関係)

給水装置所有権変更届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

新所有者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊟
電 話
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
住 所
届出者
フリガナ
氏 名 ㊟
電 話
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の給水装置の所有権を変更しましたので、和歌山市水道事業給水条例第18条の4第2項の規定により届け出ます。

給 水 装 置 場 所	和歌山市		
水 栓 番 号	第 号	給 水 本 管 番 号	第 号
旧 所 有 者 の 証 明	住所 氏名 ㊟ 電話 — — (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
備 考 欄			

(注) 旧所有者の証明ができないときは、次の図書を提出してください。

- 1 位置図(住宅図)
- 2 登記事項証明書
- 3 未登記の場合は、売買契約書又は相続・贈与等を証明するもの(写し)

別記様式第17号(第11条関係)

給水装置所有者変更届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

所有者

住所
フリガナ
氏 名
電 話
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出人

住所
フリガナ
氏 名
電 話
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

印

印

次のとおり 氏 名 を変更したので、和歌山市水道事業給水条例第18条の4第2項の規定
住 所
により届け出ます。

給 水 装 置 場 所	和歌山市		
水 栓 番 号	第 号	給 水 本 管 番 号	第 号
新		旧	
住所		住所	
氏名		氏名	

添付書類 戸籍抄本の写し、住民票の抄本写し

別記様式第18号(第12条関係)

私設消火栓使用届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
使用者 フリガナ
氏 名
電 話

次のとおり私設消火栓を 使用したい
使用した ので、和歌山市水道事業給水条例第18条の4第1
項及び第2項の規定により届け出ます。

給 水 装 置 場 所	和歌山市
使 用 種 別	演 習 用 ・ 消 火 用
使 用 年 月 日	年 月 日
使 用 時 間	時 分から 時 分まで
備 考 欄	

別記様式第19号(第13条関係)

水道メーター 亡失
損傷 届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所
使用者 フリガナ
氏 名
電 話
住 所
届出者 フリガナ
氏 名
電 話

保管使用中のメーターを 亡失
損傷 しましたので、和歌山市水道事業給水条例第20条の
4第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
なお、損失額等については、直ちに弁償いたします。

メーター設置場所	和歌山市
理 由	

お 客 様 番 号				管 理 コード	水 栓 番 号	当 該 メ ー タ ー		
地区	冊番	親番	枝 番			口径	番 号	種別

(注) 太枠線内は記入しないでください。

別記様式第19号の2(第13条の3関係)

貯水槽水道メーター設置、計量申込書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

申 込 者	住 所		受 付
	フリガナ		
	氏 名	電話番号 — —	

和歌山市水道事業給水条例第20条の2の規定により、貯水槽水道のメーター設置、計量について承認を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

貯水槽水道設置場所	和歌山市					
住宅、団地等の名称 及び設置承認件数	住 宅 団 地 件					
給 水 装 置 (直 結) お 客 様 番 号	地 区	冊 番	親 番	枝 番	メーター番号	
	水 栓 番 号		管 理 コ ー ド		備 考	
給 水 方 式	1 高架水槽 配水池 自然流下 2 加圧方式				受水槽 容 量	m ³

添付書類 配管図面(S=1 : 1, 500)、位置図その他指示するもの

別記様式第19号の3(第13条の3関係)

貯水槽水道メーター設置、計量承認書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



年 月 日付けで申込みのあった貯水槽水道へのメーター設置、計量について、
次のとおり承認します。

貯水槽水道設置場所	和歌山市					
住宅、団地等の名称 及び設置承認件数	住 宅 件 団 地					
給 水 装 置 (直 結) お 客 様 番 号	地 区	冊 番	親 番	枝 番	メーター番号	
	水 栓 番 号		管 理 コ ー ド		備 考	
給 水 方 式	1 高架水槽 自然流下 2 加圧方式 配水池				受水槽 容 量	m ³
遵 守 事 項	1 メーター設置に当たっては、和歌山市水道事業給水条例及び和歌山市水道事業給水条例施行規程を厳守すること。 2 メーター設置及び計量に関する契約事項を使用者等に周知徹底し、起因する紛争等については、当事者間で一切解決すること。 3 管理人に変更が生じた場合は、直ちに管理者に届け出ること。					
そ の 他						

別記様式第19号の4(第13条の5関係)

管 理 人 選 定 届 出 書
変 更

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

住 所

貯水槽水道 フリガナ
設 置 者 氏 名
電 話
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の貯水槽水道について、管理人を選定し
に変更が生じましたので和歌山市水道事業給水
条例第20条の3第2項の規定により届け出ます。

貯 水 槽 水 道 設 置 場 所		和歌山市 棟 階 号室
管理人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	電話番号 ー ー

別記様式第20号(第14条関係)
その1

給 水 停 止 通 知 書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

和歌山市公営企業管理者



あなたは、次のとおり水道料金等を滞納されているので水道法第15条第3項及び和歌山市水道事業給水条例第22条の規定により 年 月 日をもってやむを得ず給水の停止をしますので通知します。

お 客 様 番 号	地 区	冊 番	親 番	枝 番	巡回番号	用 途	口 径

滞 納 金 額		円	
年	月 分	水 道 料 金(うち消費税等)(円)	合 計 金 額 (円)
		下水道使用料(うち消費税等)(円)	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	

その2

給 水 停 止 通 知 書

年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



次の理由によりあなたへの給水については、水道法第15条第3項並びに和歌山市水道事業給水条例第8条及び第22条の規定に基づき、 年 月 日をもって給水を停止します。

給水装置場所	和歌山市
停 止 理 由	

別記様式第21号(第24条関係)

給 水 装 置 改 善 指 示 書

年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



和歌山市水道事業給水条例第34条第1項の規定により、次の給水装置について改善を指示します。

給水装置場所	和歌山市
指 示 事 項	

別記様式第22号(第26条関係)

指定給水装置工事事業者証 交付
再交付 申請書

年 月 日

(あて先)和歌山市公営企業管理者

フリガナ
申請者 氏名又は名称
住所
フリガナ
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定を受けたので、和歌山市水道事業給水条例施行
規程第26条第1項及び6項の規定に基づき次のとおり申請します。

登 録 番 号	※ 第 号
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
遵 守 事 項	1 指定給水装置工事事業者証は、事業の廃止を受けたとき 又は指定の取消しを受けたときは、管理者に返納します。 2 指定給水装置工事事業者証は、事業の休止をしたとき又 は指定の停止を受けたときは、管理者に提出します。

(注) ※印の欄には、記入しないこと。

別記様式第23号(第26条関係)

指定番号 第 号

和歌山市企業局指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称

上記の者は、水道法第16条の2の規定により 年 月 日から和歌山市企業局指定
給水装置工事業者に指定していることを証明する。

有効期限 年 月 日

年 月 日

和歌山市公営企業管理者

